

# 令和 6 年度 春季九州・沖縄ブロック土木部長等会議 【会議資料一覧】

1. 次第
2. 出席者名簿・配席図
3. 議題（資料・進行）

## I. 予算の執行促進策と執行上の課題について（約 30 分）

〔配布資料〕：公表資料なし

執行率の推移や不調・不落対策を議論するとともに、補正予算等の議会における上程状況等を確認し、予算の執行促進策を議論する。

## II. 働き方改革の推進について（約 20 分）

〔配布資料〕：【資料 2】

・書類の簡素化の取組状況

令和 6 年 4 月の時間外労働規制の適用に受け、月単位の週休 2 日の取組の推進などの直轄の取組を紹介しつつ、自治体での週休 2 日の実施状況に関して議論するとともに、働き方改革に資する書類の簡素化の取組等に関しても議論する。

## III. 公共工事の品質確保に向けた取組について（約 20 分）

〔資料配布〕：公表資料なし

地域建設業の維持や、市町村等の発注者の技術力の向上を通じた、公共工事の品質確保に関する取り組みについて議論する。

#### IV. 今後の急激な人口減少や災害の激甚化、インフラの老朽化に対応したインフラマネジメントについて (約 15 分)

〔資料配布〕：公表資料なし

- ・日本の 2050 年の将来人口は、東京都を除いた全ての道府県で 2020 年を下回り、特に 2050 年の総人口が 2020 年の半数未満となる市区町村は約 20%に達し (R5. 12 国立社会保障・人口問題研究所)、従来通りのインフラの計画・整備・維持管理では、特に災害時において地域の自立が困難となるおそれがある。
- ・一方、インフラの高齢化が加速度的に進行する中、令和 6 年能登半島地震で甚大な被害が生じたこと等を踏まえ、防災・減災のためには的確にメンテナンスを行うことが重要である。
- ・そのため、計画的・戦略的にインフラのメンテナンスを実施することで、災害時においても適切に機能を発揮し、インフラを持続可能にする必要がある。
- ・国土交通省では、地方公共団体の財政面・体制面の課題を踏まえ、広域連携等を軸とした地域インフラ群再生戦略マネジメント (群マネ) を推進しているところ。また令和 6 年度から上水道が国土交通省に移管され、上下水道一体となった体制のもとで、効率化と基盤強化を図ることとしている。
- ・そこで、上記問題認識を踏まえ、以下について意見交換したい。

#### 4. 本省からの情報提供 (約 15 分)

〔配布資料〕：【資料 5】

- ・「港湾の施設の技術上の基準」の改正、港湾におけるサイバーセキュリティ、最近のクルーズ情勢

#### 5. 地方整備局等及び都道府県等からの情報提供 (約 5 分)

〔配布資料〕：公表資料なし

## II. 働き方改革の推進について

---

R6. 4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施する。

直轄  
工事  
での  
取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開



各地方整備局のリーフレット等

○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

**工事書類スリム化のポイント**

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「検査書類限定型工事」の実施拡大

通常検査  
検査書類  
44種類  
検査時に準備

書類限定検査  
検査書類  
10種類のみ  
検査時に準備

※その他の確認は、  
施工プロセスチェック等  
で代用

3  
割  
程  
減  
少

○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

書類限定検査のイメージ

(R4実績調査)

現状

17%  
1,128件

83%  
5,624件

(n=6,938件)  
※対象外:186件

活用有 活用無

R6~

100%

『2024働き方改革対応相談窓口』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口

『2024働き方改革対応相談窓口』を設置

| 地域  | 名称            | 相談窓口   | 電話番号   | URL                                       |
|-----|---------------|--------|--------|-------------------------------------------|
| 北海道 | ●●相談窓口        | ●●部●●課 | ●●●●●● | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 東北  | 2024働き方改革相談窓口 | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 関東  | ●●ホットライン      | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 北陸  | ...           | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 中部  | ...           | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 近畿  | ...           | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 中国  | ...           | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 四国  | ...           | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |
| 九州  | ...           | ...    | ...    | <a href="https://www.~">https://www.~</a> |

各地整の2024働き方改革対応相談窓口一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

自治  
体と  
の連  
携

工事関係書類の標準様式の展開

○国交省標準様式をHPで公表

○都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



2

令和5年度 秋季 九州沖縄ブロック土木部長等会議

○工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組みとして、各地方整備局では、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定し運用、受発注者双方の働き方改革を推進している。

○2024問題(時間外労働規制)に向け、各地方整備局においてスリム化ガイド等の策定により、書類の簡素化(スリム化)、作成書類の役割分担の明確化を図り、建設現場の省人化・省力化を推進していく。

**各地方整備局のリーフレット等**

北海道  
工事書類簡素化のポイント  
令和6年3月  
北海道開発局

東北  
工事関係書類簡素化のポイント  
<土木工事書類作成マニュアル(第2版)対応>  
令和6年3月  
国土交通省 東北地方整備局

関東  
土木工事書類スリム化ガイド (ver.3.0)  
令和6年3月  
関東地方整備局

中部  
土木工事書類スリム化ガイド (中部Version)  
~ 提出されがちな不要書類リスト付き ~  
令和6年3月  
中部地方整備局

北陸  
土木工事書類スリム化ガイド  
~ 現場技術者の負担軽減のために ~  
5つの要点  
Main Points  
役割分担と責任  
簡素化  
削減と簡素化  
ペーパーレス化  
令和6年2月  
北陸地方整備局 企画部 技術管理課

中国  
土木工事書類スリム化の手引き  
~ 書類作成業務の効率化を目的としてアップデート ~  
令和6年3月  
中国地方整備局

近畿  
土木工事書類作成スリム化ガイド  
令和5年12月  
近畿地方整備局

四国  
国土交通省 四国地方整備局 共同策定  
工事関係書類の適正化指針  
~ 作りやすい、見やすい、必要な書類のみに絞って ~  
令和6年3月  
国土交通省 四国地方整備局 共同策定

九州  
土木工事書類省カ化ガイド (ver.2.0)  
令和5年12月  
九州地方整備局 企画部 技術管理課

沖縄  
土木工事書類スリム化ガイド  
令和6年3月  
沖縄総合事務局

工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

Action1

“工事書類スリム化のポイント”を踏まえ、各地方整備局毎にリーフレット等を作成又は改定

Action2

作成したリーフレットを受発注者の隅々まで展開

- ・冊子化して各種会議・事務所で配布
- ・受発注者が互いに所持

みんなが知ってる！  
持ってる！



○2024問題(時間外労働規制)に向け、各地方整備局においてスリム化ガイド等の策定により、書類の簡素化(スリム化)、作成書類の役割分担の明確化を図り、建設現場の省人化・省力化を推進していく。

| 地方整備局 | 工事関係書類ガイドライン・リーフレット                                     |
|-------|---------------------------------------------------------|
|       | 名称                                                      |
| 北海道   | 工事書類の簡素化のポイント【R6.3】                                     |
| 東北    | 工事関係書類簡素化のポイント【R6.3】<br>＜土木工事書類作成マニュアル(案)対応＞            |
| 関東    | 土木工事電子書類スリム化ガイド(Ver.3.0)【R6.3】                          |
| 北陸    | 工事書類スリム化ガイド【R6.2】<br>～現場技術者の負担軽減のために～                   |
| 中部    | 土木工事電子書類スリム化ガイド(中部Version)【R6.3】<br>～提出されがちな不要な書類リスト付き～ |
| 近畿    | 土木工事書類作成スリム化ガイド【R5.12】                                  |
| 中国    | 土木工事書類スリム化の手引き【R6.3】<br>～書類作成業務の簡素化を目指してアップデート～         |
| 四国    | 工事関係書類等の適正化指針【R6.3】<br>～「やりがい」「働きがい」のある建設現場の実現に向けて～     |
| 九州    | 土木工事書類省力化ガイド(ver.2.0)【R5.12】                            |
| 沖縄    | 土木工事電子書類スリム化ガイド【R6.3】                                   |



# 「検査書類限定型工事」の原則実施(標準化)

検査書類限定型工事は、これまで「受発注者協議のうえ実施できる」という条件付きで実施してきたが、十分な活用実績が得られたこと及び検査の効率化が確認できたことから、「原則実施する」に改め、「書類限定検査」として標準化する。

## 【書類限定検査】

令和6年2月13日通知

「【国技建管第5号】書類限定検査の実施の標準化について」

### 【目的】

資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図ること。

### 【対象工事】

各地整等における検査職員候補者向け研修修了及び検査の経験を有する、技術検査官(技術検査を行う者)が担当する工事。

※「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外

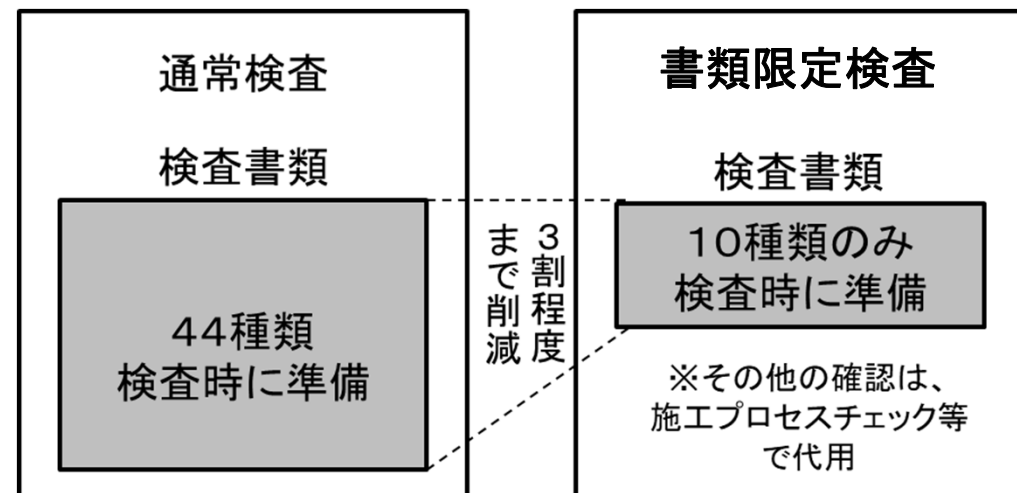
※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

### 【内容】

技術検査官は、工事検査時(完成・中間)に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

書類限定検査で確認する書類

- ①: 施工計画書
- ②: 施工体制台帳
- ③: 工事打合せ簿(協議)
- ④: 工事打合せ簿(提出)
- ⑤: 工事打合せ簿(承諾)
- ⑥: 出来形管理図表
- ⑦: 品質管理図表
- ⑧: 材料品質証明資料
- ⑨: 品質証明書
- ⑩: 工事写真



書類限定検査のイメージ

# 『2024働き方改革相談窓口』の設置について

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**受注者等からの各種相談窓口(『2024働き方改革相談窓口』)**を各地方整備局のHP等に設置

## 各地方整備局における2024働き方改革相談窓口一覧

| 地方<br>整備局 | 新規<br>・既存 | 2024働き方改革相談窓口                        |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |           | 名称                                   | URL                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 北海道       | 既存        | 受注者の相談窓口(2024年建設業の時間外労働・相談、苦情、問い合わせ) | <a href="https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000rsr.html#s0">https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000rsr.html#s0</a>                                                                                                                     |
| 東北        | 新設        | 建設工事の課題・2024働き方改革対応相談窓口              | <a href="https://www.thr.mlit.go.jp/madoguchi.html">https://www.thr.mlit.go.jp/madoguchi.html</a>                                                                                                                                                                           |
| 関東        | 既存        | 2024関連相談窓口                           | <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000002.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000002.html</a>                                                                                                                                                 |
| 北陸        | 新設        | 2024働き方改革相談窓口                        | <a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/enquete/gijutu/soudan.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/enquete/gijutu/soudan.html</a>                                                                                                                                                   |
| 中部        | 既存        | 地域総合支援室                              | <a href="https://www.cbr.mlit.go.jp/conference/local.htm">https://www.cbr.mlit.go.jp/conference/local.htm</a>                                                                                                                                                               |
| 近畿        | 既存        | 公共工事かけ込み寺(2024時間外労働上限規制等)            | <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/koukyoukouzikakekomidera.pdf">https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/koukyoukouzikakekomidera.pdf</a> |
| 中国        | 新設        | 中国地方の建設現場の働き方改革相談窓口                  | <a href="https://www.cgr.mlit.go.jp/soudanshitsu/index.html">https://www.cgr.mlit.go.jp/soudanshitsu/index.html</a>                                                                                                                                                         |
| 四国        | 既存        | 2024年問題解決に向けた書類適正化目安箱                | <a href="https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/gikan/meyasubako/_index.html">https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/gikan/meyasubako/_index.html</a>                                                                                                                                 |
| 九州        | 新設        | 2024問題対応相談窓口                         | <a href="https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html">https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html</a>                                                                                                                               |
| 沖縄        | 既存        | 現場の悩み相談窓口(2024問題対応)                  | <a href="https://www.ogb.go.jp/kaiken/00984862024_htarakikata_kaikaku">https://www.ogb.go.jp/kaiken/00984862024_htarakikata_kaikaku</a>                                                                                                                                     |

国交省標準様式や九州沖縄ブロック・関東ブロックの好事例の周知等、都道府県との会議等を通じ横展開を図る。

| No.   | 書類名称                                                         | 備考 |
|-------|--------------------------------------------------------------|----|
| 様式-1  | 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書                                    |    |
| 様式-2  | 請負代金内訳書                                                      |    |
| 様式-3  | 工程表、変更工程表                                                    |    |
| 様式-4  | 掛金収納書<br>(電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」)                        |    |
| 様式-5  | 請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)、<br>請求内訳書(部分払、国債部分払、指定部分払) |    |
| 様式-6  | VE提案書(契約後VE時)                                                |    |
| 様式-7  | 品質証明員通知書                                                     |    |
|       |                                                              |    |
| 様式-9  | 工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)                                    |    |
| 様式-10 | 材料確認書                                                        |    |
| 様式-11 | 段階確認書                                                        |    |
| 様式-12 | 確認・立会依頼書                                                     |    |
| 様式-13 | 工事事故速報                                                       |    |
| 様式-14 | 工事履行報告書                                                      |    |
| 様式-15 | 認定請求書                                                        |    |
| 様式-16 | 指定部分完成通知書                                                    |    |
| 様式-17 | 指定部分引渡書                                                      |    |
| 様式-18 | 工事出来高内訳書                                                     |    |
| 様式-19 | 請負工事既済部分検査請求書                                                |    |
|       |                                                              |    |
| 様式-21 | 修補完了届                                                        |    |
| 様式-22 | 部分使用承諾書                                                      |    |
| 様式-23 | 工期延期届                                                        |    |
| 様式-24 | 支給品受領書                                                       |    |
| 様式-25 | 支給品精算書                                                       |    |
| 様式-26 | 建設機械使用実績報告書                                                  |    |
| 様式-27 | 建設機械借用・返納書                                                   |    |
| 様式-28 | 現場発生品調査                                                      |    |
| 様式-29 | 完成通知書                                                        |    |
| 様式-30 | 引渡書                                                          |    |
| 様式-31 | 出来形管理図表                                                      |    |
| 様式-32 | 品質管理図表                                                       |    |
| 様式-33 | 品質証明書                                                        |    |
| 様式-34 | 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)                                      |    |

国交省標準様式の公表

【国交省HP】  
工事関係書類の標準様式一覧:<https://www.mlit.go.jp/common/001261260.pdf>  
様式集:<https://www.mlit.go.jp/common/001261261.pdf>

九州沖縄ブロックの取組

- 国・県・政令市による会議等を通じ、様式の統一化を進めている。
- 令和5年度までに27様式<sup>※</sup>を統一化し、今後、全様式の統一化を目指す。

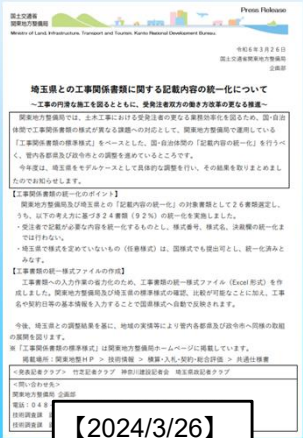
※全43様式(34種類)



【2023/11/9】  
令和5年度 秋季  
九州沖縄ブロック土木部長等会議

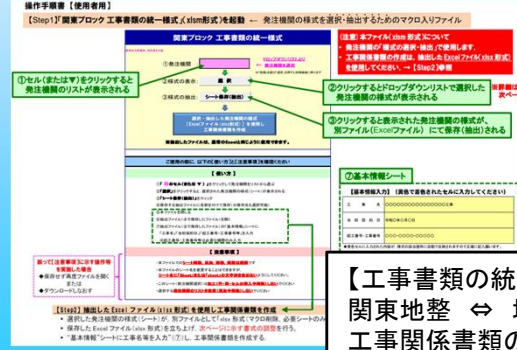
関東ブロックの取組

- 関東地方整備局及び埼玉県との工事関係書類に関する「記載内容の統一化」を実施(26種を選定し、内24種類(92%)を統一)



【2024/3/26】  
報道発表資料

- 工事書類への入力作業の省力化のため、工事書類の統一様式ファイルを作成



【工事書類の統一ファイル】  
関東地整 ⇄ 埼玉県  
工事関係書類の様式作成

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、**「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」**を設け、現場環境改善に努める。

令和5年11月8日

【事務連絡】工事及び業務環境改善実施要領(案)について

## (1) 目的

2024年度より建設現場においても、**時間外労働の上限規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

## (2) 対象

**全ての工事・業務を対象**(災害対応等緊急を要する場合は除く)

## (3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

### ① 依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。 【各地方整備局の取組事例】

### ② 会議・打合せに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない  
(具体的な時間を設定)  
・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

### ③ 業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)  
・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

・マンデー・ノーピリオド: 月曜日を依頼の期限日としない  
・ウェンズデー・ホーム: 水曜日は定時の帰宅を心掛ける  
・フライデー・ノーリクエスト: 土・日曜に休暇が取れるように  
金曜日には依頼しない  
・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング:  
昼休みや午後5時以降の打合せをしない  
・イブニング・ノーリクエスト: 定時間際、定時後の依頼、  
打合せをしない  
※フォローアップ: 業務完了後、2週間以内に実施状況報告  
を技術管理課へ報告  
など

## (4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。  
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施すること。

## 本省からの情報提供

---

# 「港湾の施設の技術上の基準」の改正、港湾におけるサイバーセキュリティ、最近のクルーズ情勢

---

# 「港湾の施設の技術上の基準」の改正について

- ◆ 「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」(令和2年8月交通政策審議会答申)を受けて、「港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会」において「港湾における気候変動適応策の実装方針」(令和6年3月)をとりまとめ。
- 令和6年4月1日に「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」に基づく「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」を改正し、**風、潮位及び波浪**について、**気候変動の影響を勘案する旨を規定**。
- ※ 今後、国、港湾管理者、民間が整備する港湾の施設に対して適用。

## 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

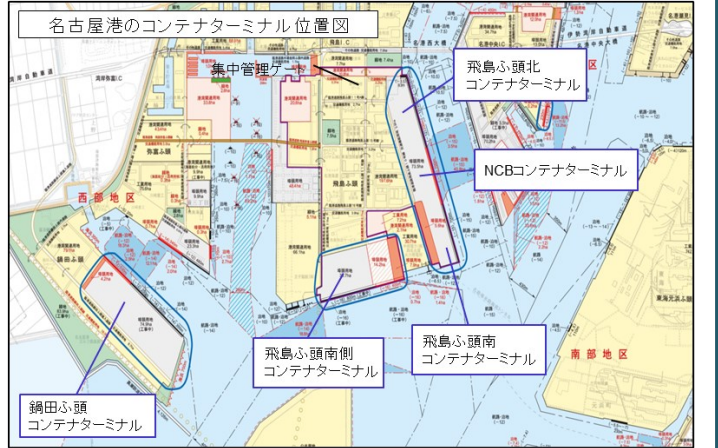
| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(風)</p> <p>第六条 風については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。</p> <p>一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は<u>推算値をもとに、気象の状況及び将来の見通しを勘案して</u>、風速、風向等を適切に設定するものとする。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(潮位)</p> <p>第七条 潮位は、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を<u>考慮し、気象の状況及び将来の見通しを勘案して</u>、統計的解析等により、港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。</p> <p>(波浪)</p> <p>第八条 波浪については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。</p> <p>一 施設の安定性、構造部材の断面の破壊(疲労によるものを除く。)等の照査に用いる波浪については、<u>長期間の実測値又は推算値をもとに、気象の状況及び将来の見通しを勘案して</u>、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。</p> <p>二・三 (略)</p> | <p>(風)</p> <p>第六条 風については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。</p> <p>一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は<u>推算値をもとに</u>、風速、風向等を適切に設定するものとする。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(潮位)</p> <p>第七条 潮位は、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を<u>考慮して</u>、統計的解析等により、港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。</p> <p>(波浪)</p> <p>第八条 波浪については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。</p> <p>一 施設の安定性、構造部材の断面の破壊(疲労によるものを除く。)等の照査に用いる波浪については、<u>長期間の実測値又は推算値をもとに</u>、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。</p> <p>二・三 (略)</p> |

※ この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設又は現に建設中の技術基準対象施設については、この告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第六条第一号、第七条及び第八条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。(経過措置)

- 令和5年7月、名古屋港コンテナターミナルのシステムがランサムウェアに感染し、約3日間にわたりコンテナの搬入・搬出作業が停止
- 同7月、有識者等からなる「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」を設置
- **緊急的対策**として、専門家の知見を踏まえた港湾分野における情報セキュリティ対策を事業者にも周知徹底
- 情報セキュリティ対策等の推進のための**制度的措置**についても同委員会で検討

## システム障害の概要

- 対象：名古屋港統一ターミナルシステム(NUTS)※  
※名古屋港の5つのコンテナターミナルにおけるコンテナの積みおろし作業、搬入・搬出等を一元的に管理するシステム
- 原因：不正プログラム（ランサムウェア）への感染
- 影響：令和5年7月4日から7月6日までの3日間において、
  - ・荷役スケジュールに影響が生じた船舶 37隻
  - ・搬入・搬出に影響があったコンテナ 約2万本（推計）



## 有識者委員会における検討等

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回<br>令和5年<br>7月31日 | 名古屋港の事案の原因及び対応策の分析<br>システムを運用する名古屋港運協会等からのヒアリング                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第2回<br>9月29日         | <b>中間取りまとめ①【緊急的対策】</b><br>(情報セキュリティ対策、システム障害発生時の対応策) <div>→<ul style="list-style-type: none"><li>・10月2日、関係事業者にも周知、必要な措置を講じるよう注意喚起</li><li>・11月～12月、全国4か所（東京、名古屋、大阪、福岡）で説明会を実施</li></ul></div>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第3回<br>11月30日        | <b>中間取りまとめ②【制度的措置】</b><br>(サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置付け)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第4回<br>令和6年<br>1月24日 | <b>取りまとめ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>港湾運送事業法の観点</b><br/>一般港湾運送事業者が作成する事業計画にターミナルオペレーションシステムの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求め、<b>国が審査する仕組みを導入</b></li><li>○ <b>サイバーセキュリティ基本法の観点</b><br/>「重要インフラのサイバーセキュリティにかかる行動計画」を改定し、<b>重要インフラ分野に「港湾分野」を位置付ける方向で検討</b></li><li>○ <b>経済安全保障の観点</b><br/>経済安全保障の観点からも国として積極的な関与を行うため、経済安全保障推進法の趣旨も踏まえ、ターミナルオペレーションシステム（TOS）を使用して役務の提供を行う<b>一般港湾運送事業を経済安全保障推進法の対象事業とすることが必要である</b>と考えられる。</li></ul> |

## 【TOSの情報セキュリティの確保状況を国が審査する仕組みの導入】

港湾運送事業への参入等に際して審査を受ける必要がある**事業計画にTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求める**

⇒事業計画に定める業務を確保することを通じ、情報セキュリティ対策を確保

## 【制度設計に際しての留意点とその対応】

➤事業計画に記載するTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項として何を求めるのか。

→ネットワーク構成がわかるシステム概要図の提出を求めるとともに、システム面や体制面について特に重要な情報セキュリティ対策の実施を求める

➤TOSの使用者と所有者が異なる場合に情報セキュリティ対策の確保の実効性をどのように担保するのか。

→TOSの使用者と所有者との間において、一般港湾運送事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類の提出を求める

➤コンテナターミナルの重要性やシステムの依存度が異なる中で、情報セキュリティ対策の設定条件及び情報セキュリティ対策のレベルをどうするのか。

→特にコンテナ取扱貨物量の多い港湾 については、そのほかの港湾で求めるセキュリティレベルより高いレベルの対策を求める

※国の関与については、港湾運送事業者に過度な負担とならないよう、港湾運送事業の継続のために真に必要なものに限定する

## 【スケジュール】

令和5年12月18日～令和6年1月18日 パブリックコメントの実施

令和6年2月16日 改正港湾運送事業法施行規則の公布

令和6年3月31日 改正港湾運送事業法施行規則の施行

# サイバーセキュリティ基本法における重要インフラの位置付け

重要インフラの  
定義

重要社会基盤事業者

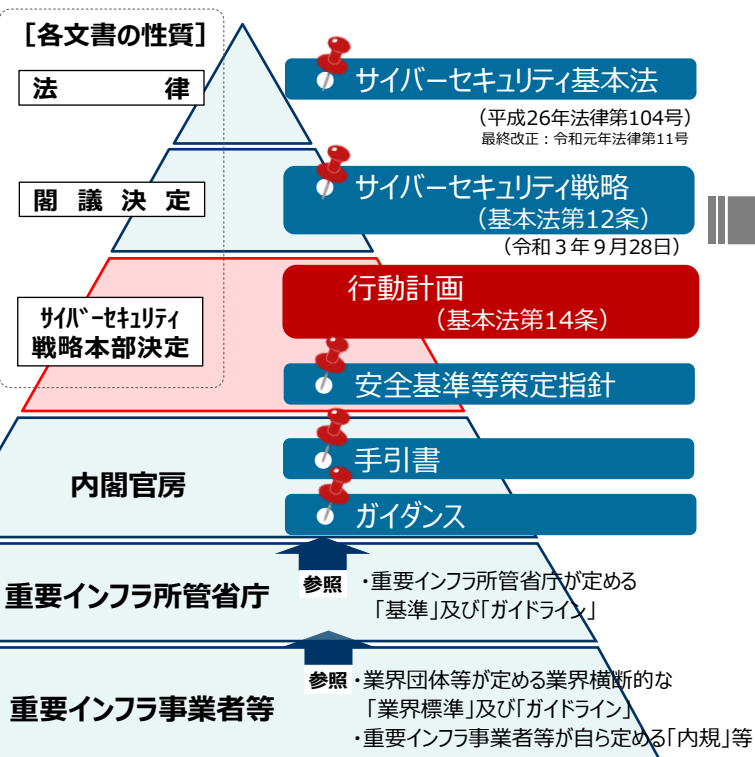
国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者

重要インフラの  
責務

(重要社会基盤事業者の責務)

第6条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

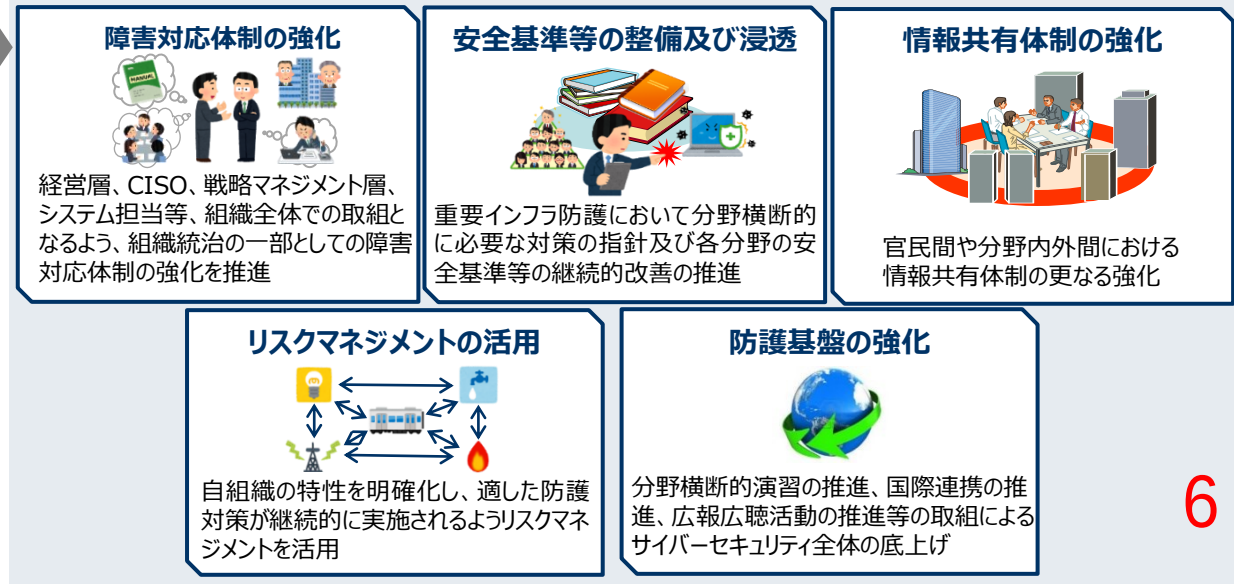
## 重要インフラ防護に関する戦略・指針等



## 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」

✓ 重要インフラ防護に係る基本的な枠組みを定めた政府と重要インフラ事業者との官民共通の行動計画。国、重要インフラ事業者等が取り組むべき事項が規定。

### 主な取り組み



# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

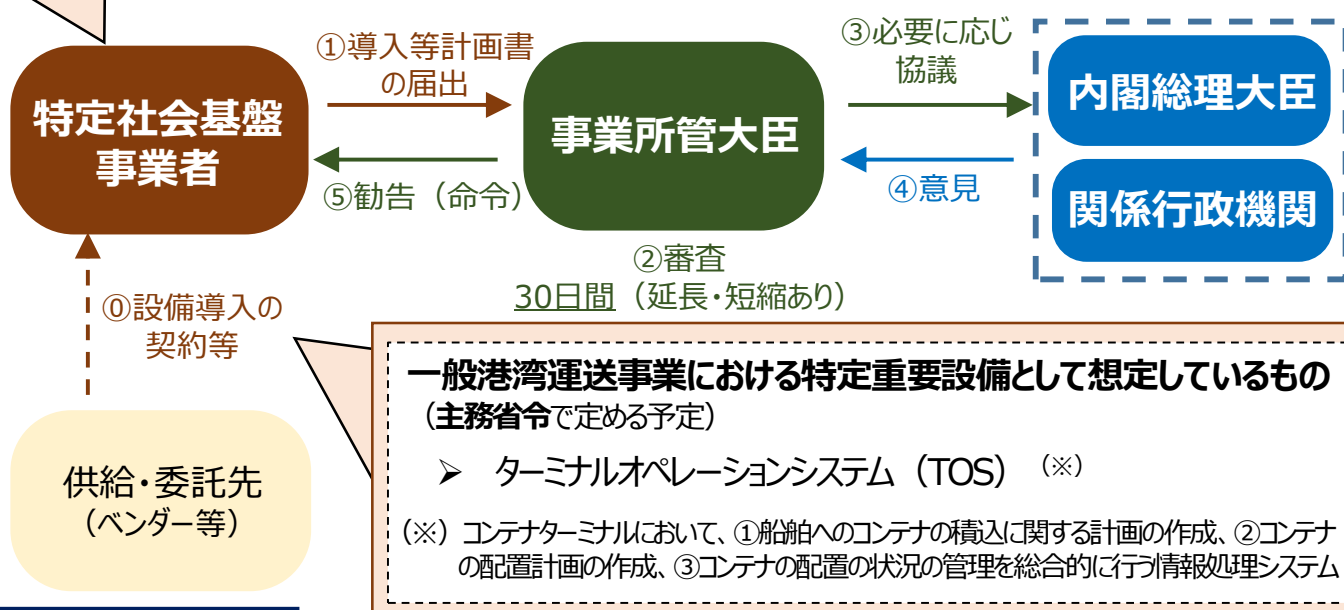
- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、**法律で電気、ガスなど重要な14の分野を定め**たうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、そのうち特に重要な事業者※が、重要な設備※の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。 ※対象事業者の指定基準・設備は省令で規定
- 港湾関係の事業は法律で定める事業に含んでいなかったが、令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生を受け、港湾関係のシステムについて精査を実施したところ、荷役作業を行う港湾運送事業者が利用するコンテナの積卸し作業等を管理するシステム※に支障が生じた場合、影響が甚大となりうることが判明したため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に、**一般港湾運送事業を追加する改正**を行い、当該設備（システム）の導入等に際して事前審査を行うことにより、港湾運送の役務の安定提供の確保を図ることとする。 ※ターミナルオペレーションシステム（TOS）という。

## 概要（赤字部分が改正事項）

### 規制対象となり得る事業

（規制対象事業は、法律で列挙した事業の中から政令で定めることとなる。この法律で列挙する事業に一般港湾運送事業を追加する。）

|           |        |                   |       |             |
|-----------|--------|-------------------|-------|-------------|
| 1.電気      | 2.ガス   | 3.石油              | 4.水道  | 5.鉄道        |
| 6.貨物自動車運送 | 7.外航貨物 | <b>8.港湾運送（追加）</b> | 9.航空  | 10.空港       |
| 11.電気通信   | 12.放送  | 13.郵便             | 14.金融 | 15.クレジットカード |

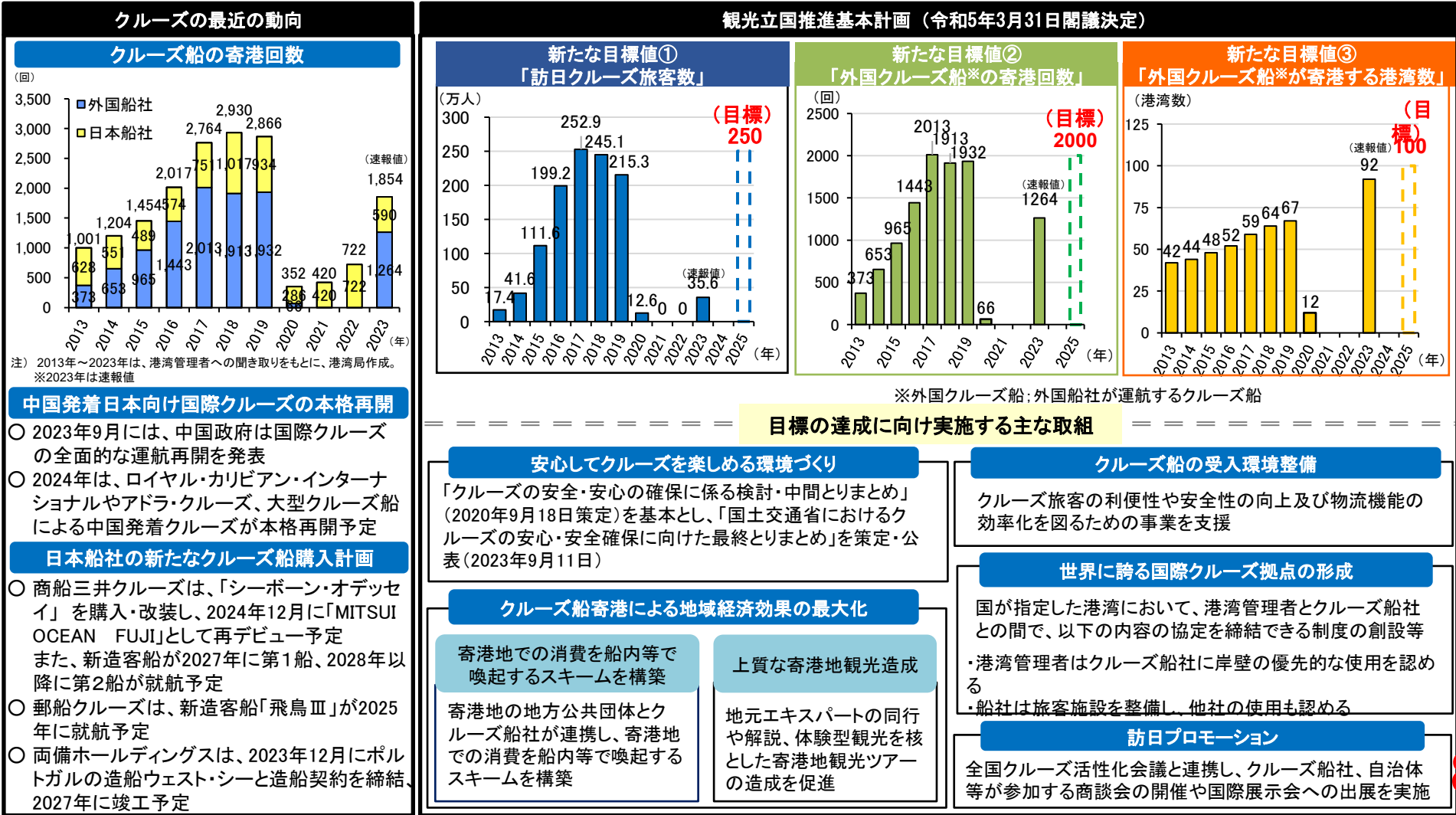


## 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

# クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

- 2023年のクルーズ船寄港回数は、国際クルーズが再開したことにより前年の約2.5倍に増加。
- 観光立国推進基本計画では、2025年に「訪日クルーズ旅客を250万人」「外国クルーズ船の寄港回数を2,000回超え」「外国クルーズ船の寄港する港湾数を100港」とすることを目指して取り組むこととしている。



# 外国クルーズ船の我が国への寄港回数(2023年速報値)

○2023年に外国クルーズ船が寄港した港湾等※1のうち、29の港湾等で外国クルーズ船が初寄港となった。

※1: 港湾等： 港湾法上の港湾(国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾、56条港湾)、漁港、離島(沖泊)

| 2023 |         |      |    |         |      |    |           |      |    |           |      |
|------|---------|------|----|---------|------|----|-----------|------|----|-----------|------|
| 順位   | 港湾名     | 寄港回数 | 順位 | 港湾名     | 寄港回数 | 順位 | 港湾名       | 寄港回数 | 順位 | 港湾名       | 寄港回数 |
| 1    | 横浜      | 101  | 26 | 徳島小松島   | 12   | 51 | 尾道糸崎      | 3    | 76 | 両津(佐渡島)   | 1    |
| 2    | 長崎      | 95   | 27 | 八代      | 12   | 52 | 青方(中通島)   | 3    | 77 | 御前崎       | 1    |
| 3    | 鹿児島     | 78   | 28 | 室蘭      | 11   | 53 | 細島        | 3    | 78 | 伊根漁港      | 1    |
| 4    | 那覇      | 72   | 29 | 釧路      | 11   | 54 | 伊延(沖永良部島) | 3    | 79 | 姫路        | 1    |
| 5    | 博多      | 59   | 30 | 油津      | 11   | 55 | 能代        | 2    | 80 | 鳥取        | 1    |
| 6    | 広島      | 58   | 31 | 宮之浦     | 11   | 56 | 岡田(大島)    | 2    | 81 | 西郷        | 1    |
| 7    | 神戸      | 54   | 32 | 新潟      | 10   | 57 | 敦賀        | 2    | 82 | 犬島        | 1    |
| 8    | 清水      | 53   | 33 | 新宮      | 10   | 58 | 田子の浦      | 2    | 83 | 蒲葎        | 1    |
| 9    | 高知      | 51   | 34 | 宇野      | 10   | 59 | 浦郷漁港      | 2    | 84 | 宇部        | 1    |
| 10   | 大阪      | 46   | 35 | 萩       | 9    | 60 | 御手洗(大崎下島) | 2    | 85 | 長浜        | 1    |
| 11   | 函館      | 42   | 36 | 宇和島     | 9    | 61 | 仙崎        | 2    | 86 | 福江(福江島)   | 1    |
| 12   | 東京      | 33   | 37 | 宮古      | 7    | 62 | 小豆島       | 2    | 87 | 与論        | 1    |
| 13   | 石垣      | 33   | 38 | 仙台塩釜    | 7    | 63 | 里(上甕島)    | 2    | 88 | 古仁屋(奄美大島) | 1    |
| 14   | 金沢      | 32   | 39 | 舞鶴      | 7    | 64 | 湾(喜界島)    | 2    | 89 | 下甕島(長浜港)  | 1    |
| 15   | 青森      | 29   | 40 | 下関      | 7    | 65 | 座間味       | 2    | 90 | 与那国(祖納港)  | 1    |
| 16   | 境       | 25   | 41 | 北九州     | 7    | 66 | 西表島(小浜港)  | 2    | 91 | 竹富島       | 1    |
| 17   | 秋田      | 21   | 42 | 酒田      | 6    | 67 | 兼城        | 2    | 92 | 波照間島      | 1    |
| 18   | 別府      | 19   | 43 | 小木(佐渡島) | 6    | 68 | 杵形        | 1    | 合計 |           | 1264 |
| 19   | 名古屋     | 18   | 44 | 福山      | 6    | 69 | 苫小牧       | 1    |    |           |      |
| 20   | 佐世保     | 18   | 45 | 松山      | 6    | 70 | 根室        | 1    |    |           |      |
| 21   | 平良(宮古島) | 17   | 46 | 和歌山下津   | 4    | 71 | 鴛泊        | 1    |    |           |      |
| 22   | 小樽      | 15   | 47 | 厳原(対馬)  | 4    | 72 | 神威脇漁港     | 1    |    |           |      |
| 23   | 高松      | 14   | 48 | 茨城      | 3    | 73 | 八戸        | 1    |    |           |      |
| 24   | 唐津      | 13   | 49 | 伏木富山    | 3    | 74 | 八丈島(八重根港) | 1    |    |           |      |
| 25   | 名瀬      | 13   | 50 | 鳥羽      | 3    | 75 | 三宅島(三池港等) | 1    |    |           |      |

※赤字は外国クルーズ船初寄港の港湾等

※港湾管理者からの聞き取りによる速報値であり、今後変動する可能性がある

# 全国クルーズ活性化会議の活動

○全国クルーズ活性化会議は、全国レベルでクルーズ振興や誘致に係る必要な情報の共有や意見交換を行うとともに、各地域に共通する課題の解決を図ることにより、港を通じた地域振興や経済の活性化等に資することを目的として2012年に設立。

○クルーズ船の寄港促進を図るため、海外クルーズ船社と「全国クルーズ活性化会議」の会員との商談会の開催や、港湾施設に関する情報のウェブ上での一元的な発信などの活動を行っている。 <<https://www.wave.or.jp/jcpa/index.html>>

## ○全国クルーズ活性化会議の会員（会長：神戸市長）

全国146の港湾管理者や地方自治体の首長で構成（2024年4月現在）

【北海道(16)】 北海道、函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、網走市、留萌市、苫小牧港管理組合、稚内市、根室市、礼文町、利尻町、利尻富士町、広尾町、白老町、紋別市

【東北(21)】 青森県、青森市、むつ市、鯉ヶ沢町、岩手県、宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、宮城県、石巻市、気仙沼市、秋田県、秋田市、能代市、男鹿市、山形県、酒田市、福島県、相馬市、新地町

【関東(12)】 茨城県、東海村、ひたちなか市、大洗町、栃木県、千葉市、千葉県、館山市、木更津市、千葉市、東京都、横浜市、川崎市

【北陸(13)】 新潟県、新潟市、上越市、佐渡市、富山県、高岡市、射水市、石川県、金沢市、輪島市、福井県、福井市、敦賀市、坂井市

【中部(13)】 岐阜県、静岡県、静岡市、御前崎市、焼津市、富士市、愛知県、名古屋港管理組合、蒲郡市、常滑市、三重県、四日市港管理組合、豊橋市

【近畿(14)】 京都府、舞鶴市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、姫路市、奈良県、橿原市、和歌山県、和歌山市、新宮市、御坊市

【中国(17)】 鳥取県、鳥取市、境港管理組合、境港市、島根県、松江市、浜田市、岡山県、玉野市、広島県、広島市、呉市、福山市、尾道市、三原市、山口県、下関市

【四国(15)】 徳島県、小松島市、香川県、坂出市、小豆島町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、新居浜港務局、高知県、宿毛市、須崎市、四万十町、四万十市

【九州(19)】 福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、唐津市、伊万里市、長崎県、佐世保市、熊本県、熊本市、八代市、大分県、佐伯市、中津市、宮崎県、宮崎市、日南市、日向市、鹿児島県

【沖縄(5)】 沖縄県、那覇港管理組合、石垣市、宮古島市、中部広域市町村圏事務組合

オブザーバー 国土交通省港湾局、海事局、観光庁、国土政策局、日本旅行業協会（JATA）、全国旅行業協会（ANTA）、日本外航客船協会（JOPA）、日本国際クルーズ協議会（JICC）、日本観光振興協会、日本政府観光局（JNTO） ※2012年11月設立時79団体

## ○「全国クルーズ活性化会議第12回総会」 （令和5年8月2日）

全国クルーズ活性化会議は、4年ぶりに対面にて総会を開催し、国土交通省及び日本外航客船協会・日本国際クルーズ協議会へ要望書を手交。



久元会長（神戸市長）による開会挨拶



久元会長及び出席首長から要望書を受け取る石井副大臣



「クルーズdeツナグ・プロジェクト」  
ロゴマーク

- クルーズ振興による地域活性化や日本人クルーズ旅客の増加、クルーズ文化醸成を目指し、全国・官民のクルーズ・港湾関係者が連携する初の取り組みとなる「クルーズdeツナグ・プロジェクト」を開始。
- 主催：全国クルーズ活性化会議（会長：久本喜造 神戸市長）（JCPA）
- 協力団体：（一社）日本外航客船協会（JOPA）、日本国際クルーズ協議会（JICC）、  
（一社）日本旅行業協会（JATA）、（一社）全国旅行業協会（ANTA）、国土交通省・観光庁

## 第1弾 全国クルーズ・リレーシンポジウム

- 目 的**：全国各地で一般の方々へのクルーズの魅力や寄港地への波及効果、港湾の役割などの理解醸成、受入機運向上
- 内 容**：基調講演、パネルディスカッション、セミナー、市民向けクルーズイベント等
- 開催場所**：全国クルーズ活性化会議会員の自治体内
- 開催時期**：令和6年2月～（期間は1年程度を予定）

- 全国クルーズ・リレーシンポジウム 開催イベント（令和6年4月9日時点）
  - ・2/21 ふじのくにクルーズ文化醸成セミナー
  - ・2/22 令和5年度徳島小松島港クルーズ・セミナー
  - ・2/22 八代港クルーズセミナー2024
  - ・2/24 しものせきクルーズセミナー2024
  - ・3/9 函館港「クルーズセミナー」
  - ・3/13 青森港クルーズセミナー2024
  - ・3/24 横浜港客船フォトコンテスト2023 表彰式・展示式
  - ・5/17 名古屋港クルーズセミナー
  - ・R6.7 港フェスタ金沢2024
  - ・R6.8 客船フェスタ（神戸市）
  - ・R6d中 大さん橋夜景クルーズと客船講演会
  - ・R6d中 クルーズ船写真・ポスター展 など 全20件

## 第2弾 北陸復興応援～全国から北陸へエールを～ 内 容

全国の港湾・クルーズ関係者が一体となり北陸復興応援プロジェクトを実施

### 各団体の取組（R6.4.15時点）

|      |                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| JCPA | 全国55の港湾管理者等が各港のクルーズターミナル等において、北陸応援として北陸4県の動画の放映や、特設ブースでのPRや募金などを実施予定                                      |
| JOPA | ・船内での日本工芸会所属の人間国宝による工芸品（輪島塗等）を販売、売上金の寄付<br>・船内ショップに北陸の地場産品を仕入・寄付する新コーナーをオープンし、収益を寄付 等                     |
| JICC | ・船体に横断幕を設置し、乗客乗員より応援メッセージを記入いただき、最終的に金沢港へ贈呈<br>・金沢港寄港時に能登を含む石川県産の物産市を開催し、応援を旅客に促進 等                       |
| JATA | ・金沢港にて能登被災地の方々をコスタ・セレーナでの昼食会に招待するイベントを計画中<br>・東京ビックサイトで開催されるツーリズムEXPOジャパンの会場で、被災地が元気になるような復興支援のコーナーを計画中 等 |
| ANTA | ・「行こうよ！北陸」キャンペーン等を通じた旅行商品の造成・販売                                                                           |

○4/15 共同記者会見にて取組内容を発表（神戸港停泊中のWESTERDAM船内）



### ★参加者

- JCPA会長 久本喜造氏 神戸市長
- JOPA副会長 向井恒道氏 商船三井クルーズ(株)代表取締役社長
- JICC会長 堀川悟氏 (株)カーニバル・ジャパン代表取締役社長
- JATA会長 高橋広行氏 (株)JTB取締役会長
- ANTA副会長 近藤幸二氏 (株)全観トラベルネットワーク代表取締役社長
- 国土交通省 稲田雅裕氏 港湾局長

# 【参考】国際クルーズ旅客受入機能高度化事業

- クルーズ船の寄港促進のため、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上等を図り、クルーズ旅客の受入環境改善を行うために要する費用の一部を補助する。

## 事業概要

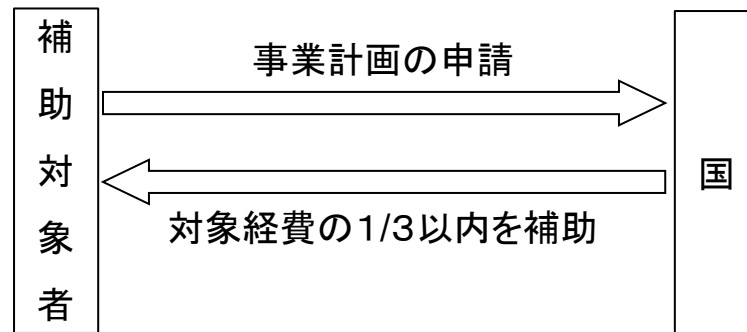
### ■補助対象経費

- ・クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- ・クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- ・クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

### ■補助対象者

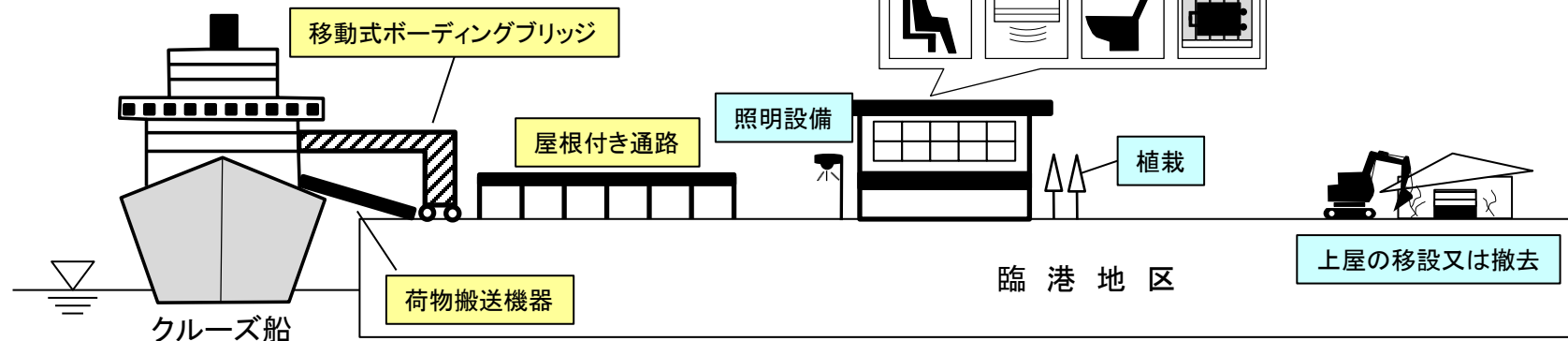
地方公共団体(港務局を含む。)又は民間事業者

## ■事業スキーム



## 補助対象経費のイメージ

- 黄色: クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- ピンク: クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- 水色: クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費



# 【参考】クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

持続可能なクルーズの振興を目指すため、上質な寄港地観光ツアーを造成することによる訪問観光先の創出と分散化、小規模港湾における早期の安全性確認による寄港地の分散化、寄港前のクルーズ旅客に対するマナー啓発、地域住民のクルーズ船受入に対応する理解醸成に要する経費の一部を補助する。

## 持続可能なクルーズ振興に向けた課題

今後のクルーズの寄港増加により、特定の港湾への寄港集中や、人気のある寄港観光地へのさらなる集中、また、クルーズ旅客によるマナー違反等の発生が懸念されている。

## 【事業内容】

### ①上質な寄港地観光造成

「本物」や「特別感」をテーマとした  
上質な寄港地観光ツアーの造成  
(例)FAMツアー、モニターツアー、  
商談会等



体験型のFAMツアー

訪問観光先の創出・分散化

### ②船舶航行の安全性確認

小規模港湾等における船舶航行の  
安全性確認  
(例)船舶航行安全委員会の開催  
安全性の現地確認 等

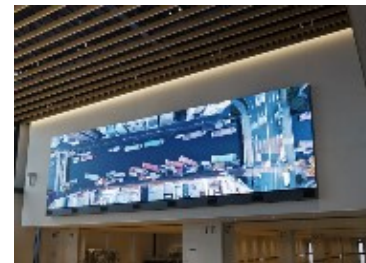


小規模港湾における安全性確認

寄港地の分散化・多様化

### ③クルーズ客に対するマナー啓発

寄港前及び寄港中のクルーズ  
旅客に対するマナー啓発  
(例)ターミナル等における動画放映、  
寄港地の看板設置 等



ターミナルにおける動画放映

マナー違反の防止

### ④地域住民の理解促進

地域住民との協働の強化を通じた  
クルーズを身近に感じられる取組  
(例)フェスタ、船内見学会 等



住民向けフェスタ

クルーズ船受入に対する理解醸成

・補助対象者： 港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、クルーズ振興のための地域の協議会等

・補助率： 1／2以内

# 【参考】クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、港湾周辺等の魅力向上を図るため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションに要する経費の一部を補助する。

## 補助対象経費

### ・クルーズ船の受入体制強化

#### ●クルーズ船受入に向けた安全対策

(例: 船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認 等)

### ・クルーズ船寄港プロモーション

#### ●新たなクルーズ船の誘致に向けた訪日クルーズプロモーション

(例: 国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信 等)

### ・クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出

#### ●地場産品等の消費喚起

(例: 船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築 等)

#### ●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

(例: 船内コンテンツの充実に向けたニーズ調査・商品開発・実証実験 等)

#### ●上質な寄港地観光及び海上観光の造成 (★)

(例: 上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証 等)

## 補助対象者

- ・ 港湾管理者
- ・ 地方公共団体
- ・ 民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む)
- ・ クルーズ振興のための地域の協議会等

## 補助率

- ・ 1/2以内

※(★)については、クルーズに関連した取組に限らず、港湾周辺等における訪日旅客の受入促進に係る事業も対象となる。

## 補助対象経費のイメージ

